

◎新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案新旧対照表  
 ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）            備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
<p>法律</p>	<p>〔略〕</p>	<p>法律</p>	<p>〔略〕</p>
<p>事務</p>	<p>〔略〕</p>	<p>事務</p>	<p>〔略〕</p>
<p>新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律（令和三年法律第 号）</p>		<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	
<p>〔新設〕</p>			

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十條 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇三十五 〔略〕</p> <p>三十六 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給に要する経費</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十條 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇三十五 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>